○熊本市森林学習館条例施行規則〔環境共生課〕

昭和６２年５月２９日

規則第３７号

改正　平成１１年４月２８日規則第３６号

平成１４年９月２６日規則第７２号

平成１４年９月２７日規則第８４号

平成１７年９月３０日規則第８８号

平成２１年９月１６日規則第６６号

平成２３年９月２９日規則第６６号

（趣旨）

第１条　この規則は、熊本市森林学習館条例（昭和６２年条例第１６号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（開館時間）

第２条　森林学習館（以下「学習館」という。）の開館時間は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(1)　１月４日から３月１５日まで及び１１月１５日から１２月２８日まで

午前１０時から午後４時まで

(2)　３月１６日から１１月１４日まで

午前９時から午後５時まで

（休館日）

第３条　学習館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1)　月曜日（その日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）第２条に規定する休日をいう。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）

(2)　１２月２９日から翌年１月３日まで

（平２３規則６６・一部改正）

（遵守事項）

第４条　学習館を使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)　学習館の敷地内の樹木その他の植物を損傷し、又は伐採しないこと。

(2)　酒類、動物類（身体障害者補助犬を除く。）及び危険物を持ち込まないこと。

(3)　定められた場所以外での喫煙その他火気を使用しないこと。

(4)　係員の指示に従うこと。

(5)　前各号に掲げるもののほか、市長が管理上必要と認める事項

（平１４規則８４・平２３規則６６・一部改正）

（使用許可の申請）

第５条　学習館を使用しようとする者は、森林学習館使用許可申請書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、学習館の展示室を個人で使用しようとする者は、あらかじめ森林学習館使用受付簿（様式第２号）に所定事項を記載することにより申請を行うものとする。

３　第１項の申請書は、使用日の７日前までに市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

（平１４規則７２・平１７規則８８・一部改正）

（使用許可書等）

第６条　市長は、前条第１項の申請書の提出に基づき、学習館の使用を許可したときは、森林学習館使用許可書（様式第３号）を交付するものとする。

２　前条第２項の規定により申請を行う者は、同項の受付簿に記載した事項について市長の確認を受けることにより使用の許可を受けたものとみなす。この場合において、市長は、必要な範囲内で当該申請者に対し質問をすることができる。

（平１７規則８８・一部改正）

（指定申請書に添付する書類）

第７条　条例第１１条第１項に規定する規則で定める書類は、次のとおりとする。

(1)　収支予算書

(2)　当該団体の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあっては、当該団体の目的、組織、運営等を明らかにした会則、規約その他の書類）

(3)　当該団体の前事業年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類及び財産目録（これらの書類を作成する義務がないものにあっては、これらに類する書類）

(4)　市税滞納有無調査承諾書

(5)　都道府県労働局等が発行する労働保険料に係る納付証明書

(6)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（平１７規則８８・追加、平２３規則６６・旧第８条繰上・一部改正）

（協定に定める事項）

第８条　条例第１４条第２項に規定する協定に定める事項は、次のとおりとする。

(1)　指定期間に関する事項

(2)　管理業務の内容に関する事項

(3)　事業計画に関する事項

(4)　開館時間及び休館日に関する事項

(5)　管理業務及び経理状況の報告等に関する事項

(6)　事業報告書に関する事項

(7)　本市が支払うべき管理に係る費用に関する事項

(8)　指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項

(9)　管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項

(10)　事故及び損害の賠償に関する事項

(11)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（平１７規則８８・追加、平２３規則６６・旧第９条繰上・一部改正）

（雑則）

第９条　この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（平１７規則８８・旧第７条繰下・一部改正、平２３規則６６・旧第１０条繰上）

附　則

この規則は、昭和６２年５月３１日から施行する。

附　則（平成１１年４月２８日規則第３６号）

１　この規則は、公布の日から施行する。

２　この規則の施行の日前において、この規則による改正前の規則の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附　則（平成１４年９月２６日規則第７２号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成１４年９月２７日規則第８４号）

この規則は、平成１４年１０月１日から施行する。

附　則（平成１７年９月３０日規則第８８号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第５条及び第６条の改正規定は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則（平成２１年９月１６日規則第６６号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成２３年９月２９日規則第６６号）

この規則は、公布の日から施行する。